

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出 (経営支援課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) (")	2
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
○都市計画事業の施行 (")	3

告 示

高知県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
パルス薬局	香南市野市町西野2637-1	育成医療及び更生医		平成30年12月

	療	1日
--	---	----

高知県告示第17号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
- 届出者の住所
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ高知インター店
高知市一宮南町一丁目76番地1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
香川県高松市円座町1001番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社マルナカ	代表取締役 平尾 健一	香川県高松市円座町1001番地

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年8月18日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,349平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
236台
 - 駐輪場の収容台数
98台
 - 荷さばき施設の面積
653平方メートル

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

- 廃棄物等の保管施設の容量
16.7立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前7時	午後12時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時40分から午前零時20分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

区分	時間帯
荷さばき施設(1)	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設(2)	午前6時から午後10時まで

- 届出年月日
平成30年12月17日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年1月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 石鎚公園
- 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------	-----

	後の別	(メートル)	(メートル)
吾川郡いの町長澤字 フタマタ180番11か ら 吾川郡いの町長澤字 スガワセ149番1地 先まで	前	14.9) 38.0	210
	後	9.7) 38.0	210

高知県告示第19号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年1月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎 983番1から 須崎市浦ノ内出見字拂川 1373番8地先まで	140	平成31年1月11 日

高知県告示第20号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年1月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字フタマ タ180番11から	210	平成31年1月11

吾川郡いの町長澤字スガ ワセ149番1地先まで	日
----------------------------	---

高知県告示第21号

昭和41年8月高知県告示第387号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

14を次のように改める。

14 羽根海岸

(1) 基準点

- ア 室戸市羽根町上船場甲740番3地先の点(基準^{ひょう}点)を基準点1とする。
- イ 基準点1から方位角321度30分53秒227.776メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点2とする。
- ウ 基準点2から方位角320度49分44秒113.275メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点3とする。
- エ 基準点3から方位角356度55分09秒42.533メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点4とする。
- オ 基準点4から方位角338度43分49秒178.832メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点5とする。
- カ 基準点5から方位角257度08分40秒92.048メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点6とする。
- キ 基準点6から方位角233度29分14秒72.570メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点7とする。
- ク 基準点7から方位角281度04分02秒118.726メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点8とする。
- ケ 基準点8から方位角313度49分07秒111.348メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点9とする。
- コ 基準点9から方位角320度04分05秒106.467メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点10とする。
- サ 基準点10から方位角312度03分55秒143.869メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点11とする。
- シ 基準点11から方位角340度22分29秒75.221メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点12とする。
- ス 基準点12から方位角305度06分15秒79.780メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点13とする。
- セ 基準点13から方位角326度32分11秒126.292メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点14とする。
- ソ 基準点14から方位角306度58分43秒74.374メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点15とする。
- タ 基準点15から方位角297度51分28秒105.190メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点16とする。
- チ 基準点16から方位角298度15分01秒99.175メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点17とする。

- ツ 基準点17から方位角298度05分51秒87.099メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点18とする。
 - テ 基準点18から方位角297度55分40秒72.261メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点19とする。
 - ト 基準点19から方位角338度54分58秒93.133メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点20とする。
- (2) 補助点
- ア 基準点1から基準点20までの間の海上に基1Aから基20Aまでを設定する。
 - イ 基準点1から基準点20までの間の陸側は、基1Bから基20Bを設定する。
 - ウ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角231度30分53秒300.000メートルの点
 - 基3A 基準点3から方位角230度49分43秒300.000メートルの点
 - 基8A 基準点8から方位角207度26分36秒300.000メートルの点
 - 基11A 基準点11から方位角236度13分13秒300.000メートルの点
 - 基15A 基準点15から方位角212度25分07秒300.000メートルの点
 - 基20A 基準点20から方位角188度54分59秒300.000メートルの点
 - 基1B 基準点1から方位角56度07分52秒5.066メートルの点
 - 基1B-1 基準点1から方位角324度21分26秒58.603メートルの点
 - 基2B 基準点2から方位角51度40分49秒1.526メートルの点
 - 基2B-1 基準点2から方位角323度19分43秒44.837メートルの点
 - 基2B-2 基準点2から方位角323度51分24秒58.489メートルの点
 - 基2B-3 基準点2から方位角323度07分33秒60.072メートルの点
 - 基2B-4 基準点2から方位角327度03分14秒86.588メートルの点
 - 基3B 基準点3から方位角16度05分13秒32.765メートルの点
 - 基3B-1 基準点3から方位角6度33分12秒33.831メートルの点
 - 基4B 基準点4から方位角26度27分19秒2.101メートルの点
 - 基4B-1 基準点4から方位角17度22分05秒4.603メ

ートルの点
 基4B-2 基準点4から方位角35度18分35秒7.507メ
 ートルの点
 基4B-3 基準点4から方位角349度12分11秒32.381
 メートルの点
 基4B-4 基準点4から方位角338度58分13秒153.038
 メートルの点
 基5B 基準点5から方位角339度34分43秒7.116メー
 トルの点
 基5B-1 基準点5から方位角294度09分21秒15.639
 メートルの点
 基5B-2 基準点5から方位角286度48分18秒21.044
 メートルの点
 基5B-3 基準点5から方位角268度47分57秒61.030
 メートルの点
 基6B 基準点6から方位角257度33分08秒11.830メー
 トルの点
 基6B-1 基準点6から方位角261度04分59秒12.226
 メートルの点
 基7B 基準点7から方位角43度45分20秒10.810メー
 トルの点
 基7B-1 基準点7から方位角301度17分32秒16.925
 メートルの点
 基7B-2 基準点7から方位角283度47分31秒108.429
 メートルの点
 基8B 基準点8から方位角11度54分20秒6.791メー
 トルの点
 基8B-1 基準点8から方位角314度15分58秒52.281
 メートルの点
 基9B 基準点9から方位角121度24分21秒7.467メー
 トルの点
 基9B-1 基準点9から方位角94度41分41秒9.029メ
 ートルの点
 基10B 基準点10から方位角111度54分46秒14.700メー
 トルの点
 基10B-1 基準点10から方位角315度45分17秒94.422
 メートルの点
 基11B 基準点11から方位角62度02分52秒6.780メー
 トルの点
 基11B-1 基準点11から方位角350度58分28秒31.522
 メートルの点
 基12B 基準点12から方位角103度38分39秒8.046メー
 トルの点
 基12B-1 基準点12から方位角35度22分09秒8.652メ
 ートルの点

基12B-2 基準点12から方位角331度44分28秒17.854
 メートルの点
 基12B-3 基準点12から方位角311度42分18秒53.415
 メートルの点
 基13B 基準点13から方位角71度20分13秒9.612メー
 トルの点
 基13B-1 基準点13から方位角1度04分09秒14.417メ
 ートルの点
 基14B 基準点14から方位角113度30分32秒17.027メー
 トルの点
 基14B-1 基準点14から方位角28度48分37秒9.429メ
 ートルの点
 基14B-2 基準点14から方位角322度26分07秒47.856
 メートルの点
 基15B 基準点15から方位角355度29分59秒10.285メー
 トルの点
 基15B-1 基準点15から方位角329度14分48秒16.858
 メートルの点
 基15B-2 基準点15から方位角305度10分25秒67.560
 メートルの点
 基15B-3 基準点15から方位角300度51分54秒67.497
 メートルの点
 基16B 基準点16から方位角314度30分32秒12.212メー
 トルの点
 基16B-1 基準点16から方位角303度13分02秒11.763
 メートルの点
 基17B 基準点17から方位角22度51分41秒0.803メー
 トルの点
 基18B 基準点18から方位角327度12分15秒1.706メー
 トルの点
 基19B 基準点19から方位角54度53分27秒0.762メー
 トルの点
 基19B-1 基準点19から方位角356度21分15秒29.613
 メートルの点
 基19B-2 基準点19から方位角354度21分34秒38.865
 メートルの点
 基19B-3 基準点19から方位角359度50分32秒41.032
 メートルの点
 基20B 基準点20から方位角346度52分32秒15.348メー
 トルの点
 (3) 区域
 基準点1、基1Aから基20Aまで、基準点20、基20Bから
 基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線によ
 り囲まれた区域

 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ
 り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年12月3日 30高須土第1164号	須崎市神田字新町屋 敷2485番1ほか (うち第3工区に係 るもの)	香川県高松市円座 町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 平 尾 健一

~~~~~  
 都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43  
 年法律第100号）第66条の規定により公告する。  
 平成31年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画事業の種類及び名称  
高知広域都市計画道路事業（3・4・32号朝倉駅針木線）
- 施行者の名称  
高知県
- 事務所の所在地  
高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所
- 事業地の所在  
(1) 収用の部分  
高知市曙町二丁目、朝倉本町二丁目、若草町、鶴来巣、朝  
倉西町一丁目並びに朝倉字西ノ宮、字八幡及び字中ノ川地内  
(2) 使用の部分  
高知市朝倉西町一丁目並びに朝倉字西ノ宮及び字八幡地内